平成２４年（フ）第２２８号
石川県かほく市宇気１丁目12番地58　１号棟204号室、住民票上の住所石川県かほく市大崎４字12番地116
債務者　鵜島　富夫
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２９号
石川県かほく市宇気１丁目12番地58　１号棟204号室、住民票上の住所石川県かほく市大崎４字12番地116
債務者　鵜島　美樹
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３０号
金沢市瓢箪町５番25号　シャンブル瓢箪101号、従前の住所金沢市笠市町７番20号
債務者　金子　新一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３５号
石川県河北郡津幡町字津幡い１番地107　県営住宅８号棟２号室、従前の住所石川県野々市市新庄４丁目130番地、従前々の住所石川県河北郡津幡町字浅谷リ５番地
債務者　林　さゆり
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３６号
金沢市四十万町北イ265番地、従前の住所金沢市御所町丑48番地２
債務者　髙橋　聖子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４７号
金沢市本江町６番４号　清水ハウス102号、従前の住所金沢市上荒屋５丁目441番地、従前々の住所金沢市窪３丁目110番地１、従前々々の住所金沢市馬替１丁目47番地８
債務者　二輪　伍郎
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４８号
金沢市本江町６番４号　清水ハウス102号、従前の住所金沢市上荒屋５丁目441番地、従前々の住所金沢市窪３丁目110番地１、従前々々の住所金沢市馬替１丁目47番地８
債務者　二輪　麗子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５５号
石川県白山市明光３丁目115番地、従前の住所石川県白山市蕪城２丁目１番地７、従前々の住所石川県白山市蕪城３丁目３番地１
債務者　佐武　文子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５６号
金沢市泉野出町１丁目18番７号
債務者　西谷　範子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５９号
金沢市寺町２丁目１番１号　寺町パリエ1103号、従前の住所金沢市太陽が丘３丁目160番地
債務者　山田　直子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２６０号
金沢市八日市出町565番地２
債務者　坂東　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９号
岐阜市鶴舞町１丁目９番地
債務者　堀井　重雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０号
岐阜市鶴舞町１丁目９番地
債務者　堀井　明美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６号
岐阜市長良67番地１　セゾン長良川502号室
債務者　福冨　民樹
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科976番地
債務者　塩谷　奉民
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１６号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂278番地の１　仲谷戸アパート102号室
債務者　今井　　潔
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　静岡地方裁判所下田支部